

Title	新聞の中の「イラク戦争と憲法9条」：朝日・毎日・読売の比較分析を中心に
Sub Title	
Author	烏谷, 昌幸(Karasudani, Masayuki)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2005
Jtitle	メディア・コミュニケーション：慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media communications research). No.55 (2005. 3) ,p.63- 77
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20050300-0063">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20050300-0063</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 新聞の中の 「イラク戦争と憲法9条」

朝日・毎日・読売の比較分析を中心に

烏谷昌幸



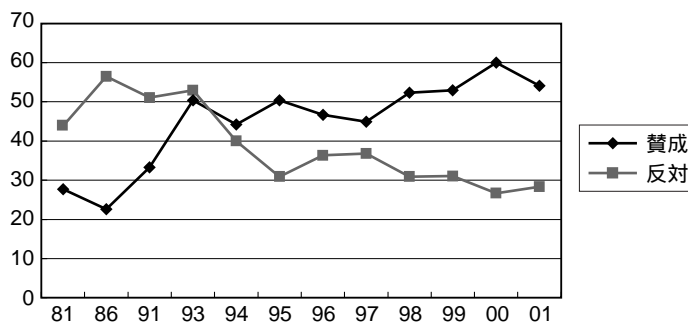
## ▶ 1 はじめに

湾岸戦争を契機に高まった憲法改正論議は、2000年代に入って一段と熱を帯びてきている。衆参両院に憲法調査会が設置され、自民・民主が憲法改正案の作成作業に着手するなど、政界では憲法改正に向けた準備が具体的に進み始めた。また一般の世論においても、いまや改憲賛成派が安定して反対派を上回っている（図1参照）。

こうした流れに拍車をかけるようにして、03～04年にかけて「自衛隊イラク派遣」が実現した。創設以来初めて自衛隊が「戦闘継続地域」に派遣される経緯において、人々はどのように憲法を論じたであろうか。またこの経験は、その後の憲法改正論議にどのような影響を与えたであろうか。

本稿ではこうした問題関心を前提としながら、「自衛隊イラク派遣」論議の中に現れた様々な憲法観、憲法イメージを世論調査の分析と新聞の内容分析を通じて浮き彫りにすることを目的とする。具体的には朝日、毎日、読売の三紙を取上げ、「自衛隊イラク派遣」の「基本計画」が閣議決定された翌日、03年12月10日の紙面と、04年の憲法記念日に焦点を当てて、「自衛隊イラク派遣」論議の中で「憲法」がどのように言及されていたか、また「自衛隊イラク派遣」が実現した直後の憲法記念日において「9条改正」がどのように論じられていたのかを検証していく。さらに以上の新聞の分析をより有意義なものにする

図1 今の憲法を改正する方がよいか



読売新聞世論調査部（2002）『日本の世論』読売新聞社p49より



るために、可能な限り各種の世論調査にも検討を加えていくつもりである。

検証を通じて第一に、「自衛隊の海外派遣」と「憲法9条」の関連性が弱まってきていること、第二に、イラク戦争に際して見られた国連の機能不全を論拠に、より踏み込んだ形で9条改正案が語られ始め、「制約としての憲法」という憲法観が現れてきていることなどを明らかにしたい。

憲法問題を事例として新聞の内容分析を行う場合、従来、社説の質的分析が一般にオーソドックスな方法として採用されてきた(有山 1998; 古関 2004)。戦後史の大きな流れの中で問題を把握しようとする時、社説の論調の変化を辿る方法は、とりわけ有効なものである。

ただし本稿においては社説の検討を行うものの、むしろ全体的な紙面構成、記事配分を通じてどのような意味が構成されているかに目を向けたい。分析対象のひとつである「基本計画」閣議決定は、戦後史の大きな転換点をなすものとして膨大な紙幅が割かれ扱われていた。また憲法記念日はそれぞれの社が独自の企画・特集・提言を行うなど、いずれも通常の日常的な新聞紙面とは著しく異なるものである。歴史的イベントや記念日に採用される「報道の形式」がどのようなものであるか、またその際に記事の形態において批判や主張の濃淡がどのように現れているかを見ていきたいのである。

ここで「報道の形式」について若干の説明が必要であろう。新聞報道研究会の整理するところによれば、「報道の形式」は次の四つのカテゴリーに分類される(新聞報道研究会 1995)。第一に「客観報道」。これは5W1Hを基本とするストレート・ニュースを指すものであり、個人的な意見や主張を可能な限り排除して、事実を正確に伝えることに重きが置かれる。第二に「調査報道」。これは隠れた事実の掘り起こしを目的とした能動的取材に基づくものである。第三に「キャンペーン報道」。これはある目標を掲げ、その目標に沿った報道を意図的に継続する手法である。

そして以上と区別されるものとして、第四に「論評や解説を中心とする報道」のカテゴリーが存在する。この「論評・解説」のカテゴリーはさらに「ストレート・ニュースに即した「背景説明」「分析」社説 新聞社内外の筆者による「評論」「コラム」「対談」「インタビュー」「投書」などに分類される。

なおこの整理においては、いわゆる「提言報道」は第三のカテゴリーに含まれる。1994年に読売新聞が憲法改正試案を提示して以来広く知られるようになったこの報道形式は、しかし未だ歴史が浅いため、分類の仕方についても議論の余地を残している。

読売新聞社調査研究本部の整理では、「報道の形式」の主要分類は「客観報道」、「調査報道」、「提言報道」の三つとなっており、「提言報道」が独立したものとして論じられている(読売新聞社調査研究本部 2002)。ここにおける「提言報道」の定義を構成する条件としては、例えば 読者が関心を持っているテーマについて、新聞社のシンクタンク機能(豊富な人材・取材網・情報の蓄積)を総動員して取り組み、問題点を洗い出し、解決策を提示する 単なる事実の伝達や論評・解説と一線を引き、全社的な意見として議論をまとめて提示するなどの点が挙げられている。

以下における分析対象の紙面では、「客観報道」「論評・解説」「提言報道」の三つの報道形式が採用されている。それぞれの報道形式の中で「憲法」ないし「9条改正」はどのように言及され、論じられていたのだろうか。以下検討していきたい。

## ▶ 2 「イラク戦争」と「自衛隊イラク派遣」に関する世論

本章では紙面の分析に先立ち、「自衛隊イラク派遣」に至る大筋の流れと、その中で世

2000	1	衆参両院の憲法調査会が発足
2001	9	米同時多発テロ
	10	米英軍アフガニスタン攻撃 テロ対策特別措置法成立
	11	海自艦艇を米艦艇などへの洋上補給のためインド洋派遣
2002	11	国連決議1411に基づくイラクへの武器査察始まる
2003	2	米英西、安保理非公開協議で、対イラク武力行使の容認に向けた新決議案を提出
	3	イラク戦争勃発
	5	ブッシュ大統領が戦闘終結を宣言
	7	イラク特措法が成立
	8	小泉首相が2005年までに憲法改正草案作成を表明
	9	自民党総裁選
	10	バグダッドの国連本部事務所に自爆テロ 第43回衆議院選挙
	11	イラク南部でイタリア軍警察などに自爆テロ イラク中部で日本人外交官2人が銃撃され死亡
	12	<b>閣議にて自衛隊イラク派遣に関する基本計画決定</b>
	2004	1
2		陸上自衛隊本隊サマワ入り 参院で自衛隊イラク派遣を承認
3		スペインで列車爆破テロ
5		<b>憲法記念日</b>



論がどのような分布を見せていたかを検討する。まずイラク戦争の経緯について簡単に振り返り、この戦争に際して米国が取った行動並びに自衛隊のイラク派遣についての世論がどのようなものであったか、そこにどのような特徴がみられたかを検討していきたい。

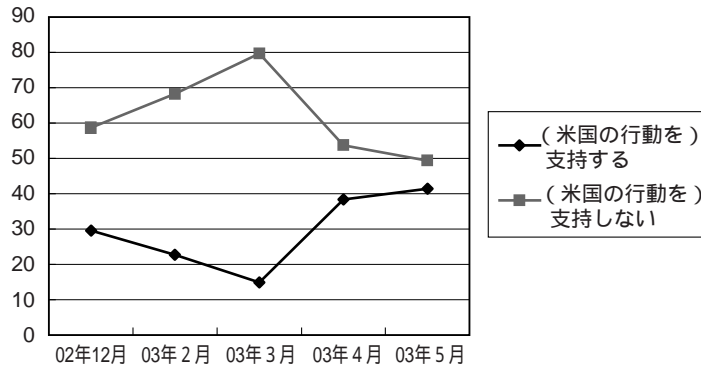
## 1 イラク戦争に至る経緯

2001年の米同時多発テロの後、米国は計画・実行の指導者として国際テロ組織アルカイダのウサマ・ビンラディンを名指しし、彼を保護するイスラム原理主義タリバンをアフガニスタンから排除するために01年10月、攻撃を開始した。日本では米国のテロ撲滅の軍事行動を支援するためにテロ対策特別措置法が成立し、インド洋に海上自衛隊の補給艦が派遣され燃料補給などの後方支援に携ることとなった。

対タリバン戦争は約2ヶ月で終結したが、米国は国際テロ組織の撲滅のスローガンを掲げながら、イラク、イラン、北朝鮮に対する「悪の枢軸」発言を行うなど強行的な対外姿勢を示しつつけた。こうした米国の対外姿勢がやがてイラク、北朝鮮の大量破壊兵器の査察へと展開していくことになる。

2002年11月、湾岸戦争以来一時中断していたイラクへの武器査察が再開され、国連を舞台に査察団の報告や米国のイラク大量破壊兵器に関する報告書などをめぐって論争が繰りひろげられた。査察の成果とイラクの協力的態度を強調する意見に対し、米国は査察が不十分であると主張し、英国などと共に対イラク武力行使容認に向けた新決議案を提出する。フランス、ドイツ、ロシアなどが国連による査察継続を主張するべきとの対案を出しこれに抵抗したが、結局こうした反対世論を押し切るようにして、2003年3月19日、米国は戦争を開始する。

図2 イラク戦争開始から戦闘終結宣言までの世論の推移



NHK放送文化研究所編著『放送研究と調査』「政治意識月例調査」の関係期間中のデータをもとに作成。

Figure & Table

## 2 イラク戦争に関する世論

図2はNHK放送文化研究所の「政治意識月例調査」<sup>(1)</sup>に基づいて作成した、この間の日本国内の世論の推移を示すグラフである。ここに示されるように、米国の行動を「支持する」意見と「支持しない」意見が最も大きな開きを見せたのが、2003年3月の戦争開始直前（調査は3月7日～9日）においてであった。その翌月以降は両者の差は急速に接近し、5月の段階では、米軍などによるイラク戦争を「評価する」が41.8%、「評価しない」が49.4%と3月時点と比べてかなり拮抗している。

この変化は戦局の急激な展開と無縁ではないだろう。4月調査の時点では既にバグダッドが「事実上陥落」しており、5月調査の段階ではブッシュ大統領の「戦闘終結宣言」が出された後であった。調査の質問でもこれらのことが触れられている。戦争が早期に終結したことで、事後的に肯定的評価が増加したものと思われる。戦局に応じて30%近い人間が否定的評価から肯定的評価へと流れていく点は、注目に値する。

## 3 「自衛隊イラク派遣」に関する世論

戦闘終結を受けて、イラク復興に向けた取組みが動き始め、03年7月には自衛隊イラク派遣のための「イラク特措法」が成立した。その後自民党総裁選、総選挙を経た後、12月9日に自衛隊派遣のための「基本計画」が閣議決定される（表2参照）。

表2 自衛隊イラク派遣基本計画（骨子）

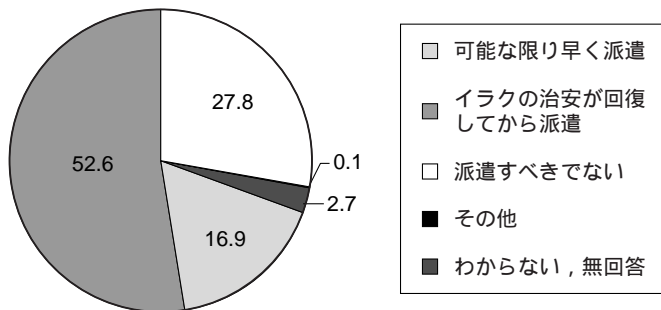
<p>人道復興支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸自の隊員は600人以内。イラク南東部で医療、給水、学校などの公共施設の復旧整備活動を実施。安全確保のため装輪装甲車、軽装甲機動車、無反動砲、個人携帯対戦車弾などを装備。</li> <li>・空自はC130輸送機など8機以内で、クウェートを拠点にイラク国内に人道復興関連物資を輸送</li> <li>・海自は輸送艦、護衛艦2隻で陸自部隊を輸送</li> <li>・派遣期間は03年12月15日～04年12月14日の範囲内</li> </ul> <p>安全確保支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米英軍に医療、輸送、保管、通信、建設、修理、整備、補給、消毒を実施</li> </ul>
--

毎日新聞、04年12月10日付朝刊より

Figure & Table



図3 自衛隊イラク派遣について



NHK放送文化研究所編著『放送研究と調査』2004年2月号p128～129, 「政治意識月例調査」のデータをもとに作成(調査は2003年12月5日～7日にかけて行われたものである)。



この間、「自衛隊イラク派遣」をめぐる世論はどのようなものであったのか。先に引用した「政治意識月例調査」では、戦闘終結宣言が出された直後の上記5月の段階では、自衛隊派遣について、「派遣すべき」が18.7%、「派遣すべきでない」が16.0%、「国連や国際世論の動向を見て判断すべき」が62.1%となっていた<sup>(2)</sup>。賛成・反対の強い意見の持ち主よりも、派遣を前提とした「慎重派」が多数を占めているのが分かる。

この「慎重派」が多数を占める状況は、「基本計画」の決定がなされた12月の段階でも基本的には変わっていない。この時期における「慎重派」とは、イラク特措法成立以後バグダッドの国連本部事務所への自爆テロ、イラク南部におけるイタリア軍警察への自爆テロなどによって死傷者が続出し、戦争が終わったはずの地域が実際には未だ非常に危険であることが明らかとなってきたため、「治安が回復してから派遣すべき」の意見を採用している人々を指す。図3に示す通り、同調査では「可能な限り早く派遣」16.9%、「派遣すべきでない」27.8%に対してこの「治安が回復してから派遣」が52.6%を占めていた<sup>(3)</sup>。

なお賛成か反対かの二者択一で質問した場合の結果については、03年末から04年にかけて派遣賛成派の数が少しずつ上昇していったことが他の調査で示されている<sup>(4)</sup>。これは「基本計画」の決定から陸自本隊のサマワ入りへと至る一連の経過を通じて、「慎重派」の中の若干部分が意見を変化させたものと思われる。

#### 4 自衛隊海外派遣と憲法

ところで、この「慎重派」とは、一体どのような存在なのだろうか。先の図3で見た通り、「慎重派」は「治安の回復を待って派遣するべき」との意見の持ち主である。ここには自衛隊が戦闘に巻き込まれることへの懸念があるといえる。これは突き詰めるなら、武力行使までは認めないものの、人道支援を中心とした平和維持活動のためには自衛隊の海外派遣を認める立場(つまりこの場合は憲法違反とみなさない立場)だといえよう。では、こうした意見の持ち主はいつ頃から多数を占めるようになったのだろうか。

読売新聞の世論調査(読売新聞世論調査部, 2002)によると、80年代を通じて自衛隊の海外派遣については一貫して反対派が6割を超えており、国連が行う平和維持活動であっても「派遣が望ましい」との意見は20%台前半を低迷していた。しかし湾岸戦争の勃発に際して行われた90年9月の調査では、「自衛隊は一切海外へ派遣すべきではない」40%、「国連の要請があれば、自衛隊を派遣してもよい」23%、「国連の要請があれば、医官など武装していない自衛官に限り派遣してもよい」29%で、自衛隊派遣を条件付き

図4 PKOへの自衛隊派遣は憲法上問題か

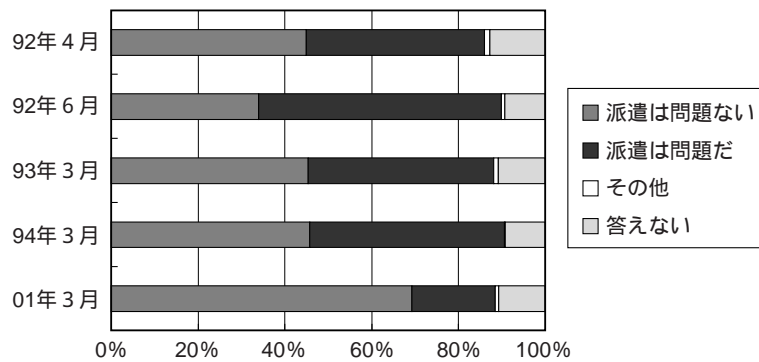


Figure & Table

で認めようとする人々の出現が確認された。

さらに92年4月、PKO協力法案の論議のさなか、国連の平和維持活動への自衛隊派遣と憲法との関係について尋ねたところ、「国際平和を願う憲法の精神に合致しているので、自衛隊の派遣に問題はない」が45%、「海外での活動に自衛隊を派遣することは、憲法の精神に反するので問題だ」が41%との結果が出た。その後、図3にみるように増減はありながら「派遣は憲法上問題ない」という意見は01年3月には7割近くに跳ね上がっている（図4参照）。

### ▶ 3 「自衛隊イラク派遣」論議の中の「憲法」

#### 1 首相会見における「憲法前文」の引用

世論の多数派が「自衛隊の海外派遣を憲法上問題ない」と考えるようになってきているのであれば、政治家が世論に語りかける言葉も当然変わってきて不思議ではない。このことを明確に示してみせたのが、小泉首相であった。

12月9日の臨時閣議で自衛隊イラク派遣のための「基本計画」が決定された直後、小泉首相は官邸で30分に渡って記者会見を開き、自衛隊派遣について国民に広く理解を求めた。この時、派遣の正当性を訴えるために国際協調主義をうたった「憲法前文」の後半部分を引用しながら次のように語った（読売新聞，04.12.10朝刊4面）。

「・・・私は、多くの国民から自衛隊を派遣することに反対の意見があることを承知している。憲法違反という声もある。しかし、憲法をよく読んで欲しい。憲法の前文の一部を再度、読み上げる。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみを専念して他国を無視してはならないのであって・・・中略・・・。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。日本国、国民として、この憲法の理念に沿った活動が国際社会から求められている。・・・中略・・・日本がどのようにイラク復興支援に取り組むか、憲法前文にある通り、日本国の理念、国家としての意思、日本国民の精神が問われている。危険だからといって、人的貢献はしない、カネだけ出せばいい状況にはない。・・・」

いうまでもなく、従来、「自衛隊の海外派遣」問題と関連付けられてきたのは「憲法9条」であった。その関連付け方が「常識」であったはずである。したがって従来どおりの「常識」に沿うなら首相のこの会見談話は「非常識」である。しかし先の世論調査が示すように、「海外派遣は憲法上問題ない」という意見が多数派を占め始めた近年の流れ

図5 「自衛隊イラク派遣と憲法」関連記事の量的比較（単位はcm<sup>2</sup>）

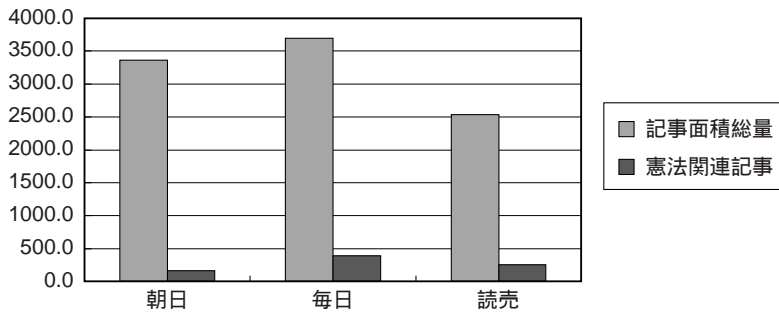


Figure  
& Table

からすれば、一見型破りに見えるこの談話も、時代を象徴したものとみることができよう。注目すべきは、この談話に対する各紙の反応である。三紙の評価はどうだったのだろうか。翌日の紙面<sup>9)</sup>を検討してみることにしよう。

## 2 「基本計画」決定・翌日の紙面

閣議決定の翌日10日の朝刊は、基本計画の内容、この会見における首相談話の内容、各方面の反応、イラク派遣に向けた今後の動きなど多岐に渡り詳細に報じた。図5に示す通り、三紙ともに異例の記事量であった。紙面構成のサンプルとして同日の朝日新聞の紙面構成を論文末尾に資料として掲載してあるが、ここに示されるように1面から、総合面を経て社会面に至るまで大規模に紙幅を割いてこの問題に取り組んでいることが分かる。

関連記事の全体に比して、憲法に言及した記事は、図5にみるように割合としてそれほど多くはなかった。派遣が具体的に差し迫った状況の中で憲法論議に与えられたスペースは限定的なものにならざるを得なかったという事情を勘案しても、「自衛隊の海外派遣」と「憲法」の関連性が弱まりつつあることが、この量的少なさに示されているといえよう。では、内容的にはどうだったろうか。

表3は同日朝刊で「憲法」の言葉を見出しに用いた記事、あるいは自衛隊イラク派遣問題に際しての「憲法」解釈について明確な態度を示した記事を抜粋し整理したものである。

【読売新聞】まず読売から検討していくことにしよう。同紙では2面の解説で、首相の憲法前文の引用に対し、「一国平和主義からの脱却」と肯定的な評価を下している。この記事ではさらに「何ヶ月も悩んだ末、首相は、憲法に辿りついたのだろう」と首相周辺が語る内幕話を紹介するなど、首相の胸のうちの肯定的に解説しようとする姿勢がみられた。

小泉首相が行った、「自衛隊イラク派遣」と「憲法9条」を切り離し、「憲法前文」に関連付け直すという作業に対しては、他の記事でも一貫して肯定的評価が示唆されており、首相の談話を辿り直す、あるいは補強するような論旨が散見された。例えば、1面のコラムでは、「憲法9条」に基づく派遣反対論に対して、「9条が禁止するのは侵略戦争」で人道支援を目的とした今回の派遣では「次元が違う」との見解が示されていた。また社説では、憲法前文を引用しつつ「名誉ある地位を国際社会で占める」ためには、「他国の犠牲や痛みを傍観し平和になったら支援に乗り出す」ような姿勢は戒められるべきだとの立場が示されていた。

以上読売では、小泉首相に対する一貫して強い肯定的評価で各記事が統一されていた。これに対し、以下の毎日、朝日では記事ごとの評価の仕方に微妙な差異や使い分けが見られた。

【毎日新聞】まず毎日は3面の署名記事の中で、小泉首相の憲法前文の引用に対して、



表3 2003年12月10日 「自衛隊イラク派遣と憲法」関連記事			
毎日新聞			
掲載面	記事の種類	見出し	内容
2	コラム	「外交論」が物足りない	「恒久の平和を念願する」という憲法前文の基調に照らし、国内向けに理屈を整理してみせただけという「非戦」のメッセージはいかにも浅い。
3	署名記事	説明責任積み残す/ 首相会見・9条論議を封印	前文と戦争放棄をうたった9条の整合性はこれまでも国際貢献論議で取上げられてきた。・・・「9条」を意図的に回避した誹謗策の印象が付きまとう。
	ストレート (反応記事)	野党一斉に批判	民主党岡田幹事長の発言を紹介「皮肉にしか聞こえない。憲法前文は国際協調をうたうが、今回の戦争は米国の単独行動だ」
5	社説	あくまで復興支援のために/ 憲法の枠を厳格に守れ	憲法9条が禁じる武力行使につながる事態が最も懸念される/自衛官は憲法とともに、自らの命を本当に守れるのか/撤回のめどがたっていない。政治がきちんと歯止めをかける仕組みを明確にしなければならない。
読売新聞			
掲載面	記事の種類	見出し	内容
1	コラム	論考2003 「無為」は許されない	憲法9条違反ではないかと言う人もいる。しかし、復興への協力はあくまでも非軍事の人道支援だ。9条が禁止しているのは侵略戦争である。次元が違う。「自衛隊を出すな」ということは結局「何もするな」に等しい。
2	解説	一国平和主義 脱却訴え/ 首相会見で憲法前文引用	武力行使を禁じた憲法9条を盾に自衛隊イラク派遣に反対する意見が根強くあることを踏まえ、一国平和主義からの脱却の必要性を改めて国民に訴える必要がある、との判断が憲法前文の引用という形となって表れたようだ。
3	社説	「国民の精神が 試されている」	日本が他国の犠牲や痛みを傍観し、平和になったら支援に乗り出すというのでは、憲法前文にある「名誉ある地位」を国際社会で占めることはできない。
4	解説	野党反発でも共闘難しく/ 民主：正当理由ない、 共・社：憲法違反	共産、社民は憲法違反を理由に反対するが、民主党菅代表は大義がないことを強調し、「大義があれば危険でも覚悟して行かなければならないことがある」との意見。「立場の違う共産、社民と共同の集会は難しい」との声が出ている。
朝日新聞			
掲載面	記事の種類	見出し	内容
14	意見	事実先行、法治国家か	憲法解釈を捨てて、とにかく派兵の事実を先行させようとするなら、もはや法治国家ではない。
15	意見	国民と憲法への冒涇	小泉首相が記者会見で示した憲法前文の解釈は奇想天外というほかなく、国民と憲法を冒涇するものだ。
39	解説	首相は強調「憲法前文」	小泉首相は、自民党結党50周年にあたる05年に改憲案を出すに公約した。すげ替えたいはずの憲法が、派遣の論拠にすえられた。他方、武力行使との兼ね合いで問題になる「第9条」を口にすることはなかった。

「9条論議を封印」した「誹謗策」であり、「説明責任」が足りないとする否定的評価を下している。同記事では、さらに、派遣は本来治安が安定していた夏の予定であったのに、「衆院選への影響を避けるために先送り」されたという経緯が解説され、また日本国内でのテロの可能性を問われて「9・11テロはイラク開戦前に起きていた」と返答する首相の言葉などが紹介されている。そしてその上で、「誠実さはあまり感じられなかった」とコメントが付されている。相当に批判的な記事である。

しかしこうした署名記事の調子と異なり、社説では政府の基本計画に対する消極的賛成の姿勢の立場が示されていた。憲法に抵触する事態が起きないように、派遣の時期と方法は慎重に定め、撤退の判断基準や仕組みをもっと明確にし、日本を標的としたテロ

の対策に十分警戒すべきことなどが論じられている。つまり次に打つべき手について様々な注文がつけられてはいるが、政府の決定それ自体に対して否定的評価を下そうとする意図はみられない。

【朝日新聞】これに対して、1面に社説「日本の道を誤らせるな」を掲載した朝日は、その中で「私たちはこの計画に反対である」と明確に反対の意思を表明し、「少なくともイラクの現状が大きく改善されるまで実行を見合わせるべきだ」と主張している。

その理由として、派遣行為があくまでも「戦争の一環」であり、そうした中で戦闘に加わることなく身を守ることが極めて困難であることが指摘される。イラクはあくまでも国連や赤十字が撤退した「戦地」であることが強調され、またテロ勢力に日本大使館、企業、国内が標的にされる恐れなども言及されている。そしてイラクをきっかけに自衛隊を堂々と軍隊にする狙いがないかと疑義を呈し、PKOの実績を積み重ね、「平和立国」の道を従来どおり目指すべきであると論じている。ただし専ら「戦地の危険」が強調され、反対の根拠とされているものの、「憲法」にはほとんど全く焦点が当てられていない点には注意が必要である。

「憲法」への言及は、意見記事と社会面の囲み記事で行われていた。ここで特に目を惹くのが内外の有識者の意見を掲載した箇所で見られた「小泉首相が記者会見で示した憲法前文の解釈は奇想天外というほかなく、国民と憲法を冒瀆するものだ」という意見である。これは既に触れた既存の「常識」的な憲法観に立った人間の「驚き」をよく表している。

しかしあくまでも、これが一有識者の意見としてのみ掲載されているという事実を見落としてはならない。すなわち、毎日も朝日も小泉首相の憲法前文の引用行為を、9条の観点から批判することを「統一的な方針」としては採用していなかった<sup>6)</sup>。

## ▶ 4 04年・憲法記念日における「9条改正」論

「自衛隊海外派遣」に関して、「憲法9条」の観点を重視する立場からすれば、憲法の枠内で派遣が実施されるのかという問いは重要である。もし憲法の枠を踏み越えるような場合、自衛隊は撤退するのが望ましいと考えるだろう。ここにおいて憲法は有効な「歯止め」となることが期待されている。

しかしより積極的な国際貢献、あるいは同盟国への支援を達成しようとする立場からすれば、憲法9条はむしろ「制約」として映るだろう<sup>7)</sup>。これまでみてきたように、自衛隊海外派遣という行為が憲法9条との関連性を弱めつつあるのが現状である。そうであるなら、憲法9条を「制約」として受け止める人々、そして「制約」である以上は、改正したほうがよいと考える人々が増加してきているとしても不思議はない。特にイラク戦争を契機に「制約」としての意識が強くなっているようなら、憲法改正の機運は一層強まっていることが予想される。

以下においては憲法改正、特に9条改正をめぐる世論調査の結果を参照した上で、自衛隊イラク派遣が実現した直後の04年・憲法記念日において三紙が憲法9条をどのように論じていたかを検証していきたい。

### 1 憲法9条改正についての世論調査

【一般世論】9条を「制約」と捉え、改正を考える人はどの程度いるのか。冒頭で触れたように近年憲法改正に賛成する人が反対する人を上回って増加してきているが、9条のみを取り出した場合はどうなるのだろうか。



		憲法改正（単位は％）			
		必要あり	必要なし	どちらともいえない	分からない無回答
9条改正	必要あり	45	7	15	7
	必要なし	43	85	45	36
	どちらともいえない	7	5	29	12
	分からない無回答	5	3	12	45

中瀬，小野寺(2002)「変わる国民の憲法意識」『放送研究と調査』6月号，p110より

表4はNHKの「日本人と憲法2002調査」をもとに中瀬と小野寺が作成した，憲法改正論者と9条改正論者の関係を示す表である（2002 中瀬・小野寺）。憲法改正に賛成する人のうち43％が9条の改正を「必要ない」と考えている点は興味深い。

同調査においては，9条改正の是非を直接尋ねた質問もあるが，「改正の必要なし」が52.4％，「改正の必要あり」が30.1％となっており，改正反対派が上回っている（どちらともいえないが9.3％）ことが確認できる<sup>(8)</sup>。また先に触れた「政治意識月例調査」には自衛隊イラク派遣が実現し，04年5月の憲法記念日を迎える直前の4月に9条改正について尋ねた質問がある。ここでは「改正する必要がある」が27.9％，「改正する必要はない」が39.0％，そして「どちらともいえない」が29.9％であった<sup>(9)</sup>。いずれの調査においても，9条改正に関しては，改正反対意見が賛成意見を上回っていることは確かなようである<sup>(10)</sup>。

【国会議員へのアンケート調査】ただし9条改正に関しては，1項と2項を分割する場合で回答結果は著しく変わってくるのも事実である。一般世論を対象に，1項と2項を分割して尋ねたものは残念ながら手元にないが，国会議員を対照としたアンケート調査で，この点について実施したものがあるので参考にしてみたい。

毎日が04年の憲法記念日に行った全国国会議員アンケート調査によると，改憲派が78％に上ることが確認されたが，戦争放棄をうたった9条1項については変更反対が70％にのぼった。しかし逆に，9条2項を改正して戦力保持を明記するべきとの立場は，57％と過半数を超えていることもあわせて明らかとなった。

なお同調査においては，自衛隊の国際貢献の範囲についても尋ねてある。「国連平和維持活動（PKO）や大規模災害救援に限定するべき」が38％と最も多く，「国連決議で武力行使を認められた多国籍軍参加も容認すべきだ」33％，イラク戦争のような「国連決議なしで同盟国支援も可能」8％を上回っていた。つまり改憲派が圧倒的多数であるものの，9条に関しては，9条1項は改正反対 9条2項は改正して「武力保持を明記」 国際貢献はPKOまでに限定というのが国会議員における多数意見である。

## 2 04年憲法記念日における三紙の報道

以上，世論調査を通じて一般的には9条改正反対派が依然賛成派を上回っていること，また9条改正賛成派においても国際貢献はPKOまでに留めるべきとの認識が多数を占めている点を確認してきた。では，三紙においてはどのような9条観が現れていたであろうか。以下に示すように毎日と朝日においては，こうした世論動向と一致した形での主張が観察された。しかし読売においてはイラク戦争の経験を踏まえた上でのより踏み込んだ改正試案が提示されていた。表5に沿って順次説明を加えていきたい。

【毎日新聞】毎日では先に紹介した「全国国会議員アンケート調査」を実施し，その結果の紹介，解説に大部分の紙幅を割いている。解説としては，まず2，3面解説記事に

表5 2004年憲法記念日における三紙の紙面構成データ			
毎日新聞			
掲載面	記事の形態	見出し	記事面積
1	ストレート(署名)	改憲派78%, 護憲派14% 全国会議員・本社世論調査	122.6
2	解説(署名)	クローズアップ2004 現実との落差広がり 9条改正論	91.6
3	解説(署名)	クローズアップ2004 改憲論「国際貢献」志向に	244.3
4	意見	論点 憲法の是非 こう考える	361.6
5	社説	まず改正の目的を語ろう	137.5
11	特集(解説)	9条論議 常に米国の影/軍不保持と自衛の容認: 出発段階で矛盾/非戦闘地域概念に限界	548.0
	特集(解説)	改憲論の変遷 国民と温度差なお	
	特集(解説)	改憲手続き 国民投票法案 提出探る自民	
12	特集(資料)	憲法9条 全国会議員アンケート一覧	548.0
13	特集(資料)	参院比例代表議員の一言	180.2
21	特集(資料)	衆院小選挙区	345.4
記事件数11件			2579.2
読売新聞			
掲載面	記事の形態	見出し	記事面積
1	提言(ストレート)	読売新聞社 憲法改正2004年試案 家族は「社会の基礎」	187.9
	コラム	編集手帳	26.5
2	署名	論考2004 憲法論議「質」の時代へ	156.9
	提言(資料)	読売新聞社の憲法改正試案の概要	
3	解説	憲法改正, 具体論競う	368.3
	社説	「新憲法」を政治日程に乗せよ	
12	提言(資料)	読売新聞社 憲法改正2004年試案	543.0
15	提言(解説)	改正試案のポイント 国際協力: 共同参加への参加拡大	543.0
16	提言(談話)	解釈の迷宮抜け出す 田中明彦・東京大学教授	84.0
	提言(談話)	憲法附属法にも注目 大石真・京都大学教授	84.0
記事件数10件			1993.6
朝日新聞			
掲載面	記事の形態	見出し	記事面積
1	ストレート	憲法57歳, 強まる改正論/自衛隊明記焦点に	53.3
	コラム	天声人語	26.3
2	解説	憲法論議 自民, 9条改正へ攻勢	89.0
	ストレート	緊急事態対処国会承認盛る	
3	社説	多彩な民意を直視して	100.9
8	読者投稿	考えてみたい「改正の限界」	43.3
	読者投稿	空想ではない9条を世界に	
記事件数7件			312.8



において「ナショナリズムが前面に出た 自主憲法 制定論の比重」が相対的に小さくなり、「国際貢献」志向が強まっていることが指摘されている。ただしあくまでもPKOを中心とした「抑制された貢献」を望む声が多数派であり、自民党の中でさえ「地球の裏側まで米国についていくわけにはいかない」という声があることに注意が払われている。国連を「歯止め」とし、「国連の枠内」で貢献するという意識が、国会議員にあっても強いことが説明されている(1, 3面)。

社説「まず改正の目的を語ろう」では、自衛隊イラク派遣で一層乖離した憲法と国際社会の現実との溝を埋めたいと願う雰囲気と重なるように、自民・民主の憲法改正案作成作業が進んでいるため、「ここ数年はありうることとして憲法改正問題に取り組みなければ



表6 2004年読売改憲試案 第四章 国際協力

第13条 (理念)	日本国は、地球上から、軍事的紛争、 <b>国際テロリズム</b> 、自然災害、環境破壊、特定地域での経済的欠乏及び地域的な無秩序によって生じる人類の災禍が除去されることを希求する。
第14条 (国際活動への参加)	前条の理念に基づき、日本国は、確立された国際的機構の活動、 <b>その他の国際の平和と安全の維持及び回復並びに人道的支援のための国際的な共同活動</b> に、積極的に協力する。必要な場合には、公務員を派遣し、軍隊の一部を国会の承認を得て協力させることができる。
第15条 (国際法規の遵守)	日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守する。



ならない」との認識が示されている。その場合、まず考えなければならないのが、米国の存在であると注意が促されている。米国次第で改正した日本国憲法の活用具合はまったく違ってくるのが現状である以上、9条改正が「世界との付き合いのために人並みのことができるようにする現状追従がテーマ」でしかないならば、「米国が次に起こす戦争に最初から参加」するだけのものでしかなくなってしまうことが論じられている。

以上の毎日の記事からは、憲法改正作業が対米追従外交とリンクすることへの警戒感と、対米追従の歯止めとして「国連」が強調されている点に特徴がみられた。

【読売新聞】これに対して、読売新聞は米国の同盟軍としての機能を自衛隊が果たしている現実が存在する以上、そのことを明文化するべきと主張し、あわせて先の毎日の中で強調されていた「国連の枠内」という「歯止め」の論理が非現実的であることが論じられている。

同日の紙面で提示された「2004改憲試案」には、この主張の内容が条文の中に具体的に追加して盛り込まれている。読売の試案では現行9条を改正して設けた「第三章 安全保障」に加えて、「第四章 国際協力」の項目が94年以降設けられているが、表6のゴチックで示した部分が、今回新たに盛り込まれた部分である。

ここで注目すべきは、新たに「その他の国際の平和と安全の維持及び回復並びに人道的支援のための国際的な共同活動」への積極的協力が記されている点である。この点を新たに設けた理由として次のような説明が加えられている。

「確立された国際的機構とは、国連や、将来日本が参加するかもしれない地域安全保障機構を想定したものだ。だが、その活動への参加、というだけでは国際平和協力活動の実態を網羅していない。・・・イラク戦争や、NATO軍のコソボ空爆などの事例に明らかなように、現実には、明確な安保理決議によらずして、武力行使が起きている。メンバー国の対立によって、安保理が機能不全に陥り、有効に対応できなかったためだ。国際平和協力活動が緊急に必要とされながら、国連が動けない場合、認識を共有する有志国家が共同対処する事態が、将来、ないとはいえない。以上の観点から、そうした活動にも、日本が必要とするのであれば、軍隊が参加できる道を確保した。参加するかどうかは政策判断による。」(読売新聞 2004年5月3日付朝刊15面より)

イラク戦争によって生じた「国連の機能不全」という事態が、追加作業を行う上で重要な背景となっていることが伺える。また「国際テロリズム」の除去が新たにうたわれていることも、イラク戦争を通じた経験が今回の試案の内容に大きな影響を与えていることを物語っている。

社説「新憲法を政治日程に乗せよ」では、以上の内容が解説されるとともに、野党第一党が憲法改正案作成作業に着手し始めたことに注目して、「今まさに憲法改正を具体的な政治日程に乗せるべき時」であり、来る選挙で争点とすべきことが訴えられている。



表7 憲法記念日における三紙の企画・特集・提言（憲法9条と無関係な部分を除く）

年	毎日	読売	朝日
2000	憲法特集	憲法改正第2次試案	座談会
	「押しつけ」憲法論争	「自衛のための軍隊」を明記 緊急事態条項を追加	山崎拓・菅直人・土井たか子
		13～15面	
2001	座談会	憲法シンポジウム	×
	大嶽秀夫・北岡伸一・中西輝政	御厨貴・大石眞・井沢元彦・ クライン孝子・坂本多加雄	
		14・15面	
2002	憲法特集	有識者座談会	×
	有事法制	工藤幸枝・志方俊之・ 大森政輔・北岡伸一	
		13面	
2003	×	座談会	議員20人調査
		与野党4幹事長	イラクと憲法
		12・13面	4面



【朝日新聞】最後に朝日であるが、他の二紙と比べて記事面積量が著しく少ないのが特徴的である。04年が偶然そうだったのだろうか。記事面積量を大きく左右するのは、独自企画、特集、提言の有無である。そこで2000年～2003年の間の三紙の憲法記念日における企画・特集・提言の有無を調べてみた。表7がその結果をまとめたものである。

これをみると読売が憲法記念日の企画、提言に最も力を入れているのが分かるとともに、朝日がこの記念日にそれほど重きを置いていないことが分かる。

では社説の内容はどのようなものであったか。「多彩な民意を直視して」というタイトルを掲げた上で、「9条改正によって堂々と軍隊の存在を認め、れっきとした米国の同盟軍にしようという考えが自民党などに根強く」、これが改憲論の核をなしているが、9条改正については未だ「反対」が多数であるとの指摘がされている。そして「国民多数の気持ちを読み違えていないか」と疑義を呈し、60年近く培ってきた「平和ブランド」を大切にすべきことが説かれている。

既に触れたとおり、毎日と朝日は世論動向を重視しながら9条改正がもたらすリスクを想定し、慎重な姿勢をみせているが、朝日に関しては、特にこの点が際立っていたといえる。

## ▶ 5 結 語

以上、03年12月10日と04年5月3日に焦点を当て、「自衛隊イラク派遣」論議の中で「憲法」がいかにか言及されていたか、またその直後の憲法記念日において「9条改正」がどのように論じられていたかを検討してきた。

自衛隊の海外派遣が「9条」ではなく、「憲法前文」と関連付けて論じられる今日の状況は、かつて「改憲」と「護憲」が激しく対立していた時代からすれば隔世の感があることは間違いない。「憲法違反」という批判が無条件に力を持ち得る雰囲気は消え、読売の提言に代表されるような、憲法を国際貢献の「制約」として捉え、改正を唱える意見も勢いを増してきている。しかし全体として見るなら、「9条改正」をめぐる見解は依然錯綜している。三紙それぞれの「論評・解説」や「提言」の中で現れた対立的な憲法観は、そうした錯綜状況を象徴的に示すものであったといえよう。

本稿における検証作業は、限定されたスポットに集中して行われたものであるため、今後、継続的に補足作業を追加していく必要がある。90年代以前の「戦後史と憲法」の流れの中に今回の分析をどのように位置付けることができるか、あるいは、新聞紙上における「憲法」論議が、今後、政界の憲法改正に向けた動きと並行してどのように変化していくかなどが注意深く検討されねばならない。

その際の理論・方法論上の課題として、「報道形式」の分析を世論研究とより密接にリンクさせていくことが必要である。問題が大きくなり、複雑さを増せば増すほど、確固とした強い意見を持つことは難しくなる。世論の中に状況の変化に併せて即座に意見を変える「中間派」の割合が増加することが予想されるのである。

世論に働きかけ、同意を取り付けようとする試みは、この「中間派」の争奪戦であるといえる。新聞はそのためにどのような「言葉」をキーワードに据え、見出しに用い、問題を論じようとするのか。またどのような「報道形式」を利用しようとするのだろうか。こうした点に関わる理論的・方法論的考察を深めていくことで、マス・コミュニケーション論の視点から、「憲法・安全保障問題と政治学」<sup>(11)</sup>に対して貢献するひとつの道筋が見出せるはずである。

資料 2003年12月10日 自衛隊イラク派遣・基本計画決定翌日紙面(朝日新聞)		
掲載面	見出し	記事面積
1	自衛隊イラク派遣/基本計画決定/戦闘継続地域へ初/首相「武力行使せぬ」/ 他国の武器輸送否定	267.4
	外交官殺害、首相の選択肢奪う/唯一残った自衛隊/舞台裏検証	
	日本の道を誤らせるな	
	天声人語	
2	日本敵視広がる恐れ/中東、背景に米への反発	379.5
	米、「ありがたい発表」	
	イラク国内/政治組織は歓迎/「人道支援専念」注文も	
	「有志連合」揺れる足元/新たに「派遣」に驚きも/各国、是非巡る議論高まる サマワでも、2人負傷/自衛隊派遣予定地/オランダ軍威嚇射撃	
3	迷走の果て重い決断/自衛隊イラク派遣決定・舞台裏検証/政府内の思惑バラバラ : 考え示さぬトップ/公明に配慮する自民: 冷ややか、動かぬ与党/米大統領が求めたもの: 「同盟のシンボル」期待	379.5
	「政権持つか」と与党不安/治安の悪化・隊員の生命の危険・世論離反/ 「説明不足」野党は攻勢	
	「国連の関与と必要」「治安、より悪化も」: 国連事務総長が現状報告	
4	安全性・時期...なお難題/イラク派遣: 「陸自」めぐり慎重論も・米軍の物資、 どう確認	239.7
	国際協調より「対米」突出	
	自民総務会では異論続出	
5	イラク派遣基本計画(全文)	379.5
	小泉首相会見(要旨)	
6	空の不安 なお消えず/対ミサイル訓練・装備着装進む/離着陸時繰り返し急旋回	302.9
	自衛隊利用予定の空港/周辺で攻撃相次ぐ/バグダッド	
	貨物機攻撃事件で農民ら「見ぬふり」	
	国連イラク報告書(要旨)	
7	治安・生活 改善へ道遠く: 自衛隊イラク派遣決定/停電頻発、嘆く住民/ イラク中部米軍ヘリ不時着、炎上/現地と調整不可欠	290.9
	欧州の見方: 誤算の末対米優先	
	国連枠組みなく派遣効果に疑問: マレーシア首相指摘	
14	声(読者投稿)まだ遅くない派遣計画中止/個人の小さな力を結集して/ 送り出すなら心を込めたい/試合前に哀悼示してみても	256.7
	国内外9氏に聞く/復興への思い伝えよ/事実先行、法治国家か/安全確保へ装備不安	

15	イラク自衛隊派遣 基本計画どう見る/国民と憲法への冒涇/殺す深刻さ考えよ/ ルビコン川渡った/これは戦争なのだ/日本も泥沼、手遅れだ/米追随批判は無責任 海外メディア深読み/米同盟国、裂ける国論/主権移譲で打開探る主張も	379.5
38	「戦いの地」貢献に緊張/日本いつ来る、職なければ攻撃：サマワも賛否両論/ 重装備化進む：身を守る武器どこまで/旭川・小牧の隊員ら硬い表情	229.6
39	危険はらむ「国家の意思」/イラク派遣決定/転換点にも静かな街/「議論不足」 「なし崩し」 首相は強調「憲法前文」/9条は口にせず	255.3
全記事面積量総計		3360.5

## 注

1. 「政治意識月例調査」はNHK放送文化研究所の『放送研究と調査』巻末にて随時掲載されている。本論では2003年2月号から2004年6月の期間における調査を検討し、関連するものを参考にした。
2. 『放送研究と調査』2003年7月号、p147より
3. 『放送研究と調査』2004年2月号、p128より
4. 例えば朝日新聞の04年2月23日、24日朝刊、読売新聞の04年2月27日朝刊に掲載されたそれぞれの「本社世論調査」、また漆間他(2004)を参照。
5. 本論で三紙の分析を行うにあたっては、いずれも東京本社発行の縮刷版を利用した。記事面積の測定も縮刷版サイズのまま提示してある。
6. 統一の方針として、9条の観点から首相を批判するべきだと言いたいわけではない。実際、多様な意見が新聞には反映されるべきで、あらゆる記事を横断して一つの解釈で統一するのはかえってよくないという意見もある。ここでは社論の統一をめぐる是非論が目的ではなく、かつての「自衛隊海外派遣」(イコール)「憲法9条」という関連図式が、口火を切った首相だけでなく、それを受けて論評をふす新聞においても弱まりつつあることを示唆したいだけである。
7. 憲法9条は「制約」か「歯止め」か。この問いの立て方は、03年5月3日の朝日新聞、「イラクと憲法 議員20人調査」(4面掲載)で採用されていたものである。調査の結果について同記事では、政党を横断して評価が二分している状況であるとの解説を加えている。なお「制約」として否定的に9条を捉え、9条を改正し、集団的自衛権を明文化しようとする意見の背景には、「北朝鮮脅威論」がかなり強く影響しているとの分析も行われている。
8. 中瀬・小野寺(2002)、p119より
9. 『放送研究と調査』2004年6月号、p98より
10. 改正に反対の立場を取る人はどのような理由で反対しているのか。同調査によると「平和主義を貫くことで国際平和に貢献すべきだから」が70.9%を占め、「日本が戦争に巻き込まれるのを防いできたから」13.7%、「アメリカの戦争に巻き込まれる恐れが増すから」13.0%を大きく突き放していた。
11. 大石(2003)は、村松(1981)の「イデオロギー過程」と「政策過程」の区分に関する議論に注目しながら、政治意識を重層的に捉えることの有効性について言及している。詳しくは村松岐夫(1981)『戦後日本の官僚制』東洋経済新報社、大石裕(2003)「マス・コミュニケーションと戦後日本の政治学」鶴木真編『コミュニケーションの政治学』慶應義塾大学出版会を参照のこと。  
憲法・安全保障問題を政治学的に捉えていく上で、これらの議論は示唆に富む。「価値配分」「イデオロギー活動」など村松の用いる概念を、「言説」「世論」「意識」などの概念によって構成する議論の領域にいかにか翻訳し、引き込むことができるかが「憲法・安全保障問題」の「政治コミュニケーション論」的展開にとってひとつの重要な論点となるであろう。

## 主要参考文献

- 有山輝雄(1998)『憲法とジャーナリズム』柏書房
- 漆間治・海部一男・田口恵一(2004)「自衛隊のイラク派遣とメディア」『放送研究と調査』4月号、p37～55
- 古関彰一(2004)「主要全国紙は日本国憲法をどう見てきたのか」柴山哲也編著『日本のジャーナリズムとは何か』ミネルヴァ書房
- 新聞報道研究会(1995)『いま新聞を考える』日本新聞協会研究所
- 中瀬剛丸・小野寺典子(2002)「変わる国民の憲法意識 日本人と憲法調査2002 調査から」『放送研究と調査』6月号、p103～121
- 読売新聞調査研究本部編(2002)『実践ジャーナリズム読本』中央公論社

(烏谷昌幸 尚美学園大学非常勤講師)